

平成28年 第2回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成28年6月21日 (火)

散 会 平成28年6月21日 (火)

仁 木 町 議 会

平成28年第2回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 一般質問 | 農業の労働力対策について（野崎明廣議員）
ワインツーリズムとDMO設立による地域経済の活性化について（佐藤秀教議員）
小規模企業振興基本法と住宅リフォーム助成について（上村智恵子議員） |
| 日程第8 | 議案第1号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第2号 | 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第3号 | 長沢辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第11 | 議案第4号 | 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第5号 | 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第6号 | 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第7号 | 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第8号 | 仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第9号 | 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第10号 | 仁木町道路線の認定について（中フレトイ線） |

平成28年第2回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成28年6月21日（火） 午前 9時30分
散 会 平成28年6月21日（火） 午後 1時14分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
財 政 課 長	岩 井 秋 男	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
企 画 課 長	鹿 内 力 三	監 査 委 員	中 西 勇
住 民 課 長	嶋 井 康 夫		
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成28年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・宮本議員及び6番・林議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月10日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案13件、意見書3件の合計17件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、3名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに、定例会1日目。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7・一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、佐藤議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第8から第9の条例改正、日程第10の計画変更、日程第11から第14の補正予算、日程第15の条例改正、日程第16の道路認定、以上9件につきましては、一括提案説明の後、総務経済常任委員会に付託します。日程第17の条例改正については、即決審議でお願いいたします。1日目はここまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目。日程第18から第20の規約変更につきましては、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第21から第23の意見書につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第24・議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第25・委員会の閉会中の継続審査、日程第26・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成28年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日、6月21日火曜

日。会期は、開会が6月21日火曜日、閉会が6月27日月曜日の7日間といたします。なお、6月22日から26日まで休会といたします。

最後に、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月21日から6月27日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月21日から6月27日までの7日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、6月22日から26日の5日間、休会をしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、6月22日から6月26日までの5日間、休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書。平成28年度第3回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、5月25日開催の平成28年第1回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

5月24日の小樽・後志段階要望運動に引き続き、後志総合開発期成会文教厚生部会の一員として、平成29年度に向けた重点要望事項並びに後志地域の豊かな発展を目指して、5月26日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、6月2日には中央段階における各関係省庁へと、要望運動を実施してまいりました。

続いて、北海道町村議会議長会の第67回定期総会が6月9日にポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。総会では、平成27年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や地域医療体制の確立など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には、町村議会の活性化と議会の権限の拡充など、15項目についての決議を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認をしてまいりました。

議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高

覧願います。

なお、6月14日に古平町及び積丹町で開催されました、北後志町村議会議長会主催のパークゴルフ大会には、大変お忙しい中応援に駆けつけていただきました佐藤町長、美濃副町長並びに角谷教育長、更に、健闘いただいた議員選手各位にこの場をお借りし、感謝とお礼を申し上げる次第であります。以上で、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成28年第2回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先般、国道5号倶知安・余市道路（共和～余市間）の着工式が、余市農道離着陸場アップルポート余市にて厳かに執り行われました。平成26年度に事業化されましたこの道路は、共和町から余市町を結ぶ一般国道の自動車専用道路であり、平成28年に事業化されました倶知安～共和間と一体となって、余市市街地等における交通混雑の緩和や交通事故低減による安全性の向上、新千歳空港とニセコ羊蹄エリア間の速達性向上、災害時緊急時の迅速な救援・避難、高次医療施設への搬送時間短縮などを目的とした、延長27.6kmの大型事業であります。また、この道路は広域観光の町づくりや物流などの観点からも非常に重要な役割を果たすものであり、様々な面で後志の発展に寄与するものと大いに期待しているところであります。ただ、これはあくまでも手段でありまして、目的ではないということを我々は認識しなければなりません。これから、利便性の高い道路が整備されることに合わせて、本町といたしましても、本町が持つ魅力的な観光振興や誰もが安全で安心して住み続けられる定住促進を目的とする住環境整備を、積極的に取り組んでいく必要があります。中国の古い言葉で、先んずれば制すという言葉がありますが、先を見据えて手を打つことも時には必要であるように、渇して井を穿つ、すなわち時期を失することにはならないよう、行政といたしましても町民はもちろんのこと、各組織団体とも連携し、将来に向けたまちづくりを推進してまいりたいと着工式を経て、改めて認識したところであります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告1件、議案13件、計14件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、平成28年第2回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、ふれあい遊トピア公園のバーベキューコーナーについて申し上げます。本年2月10日に、指定管理者から積雪によりバーベキューハウスが倒壊したとの報告があり、平成28年第1回定例会におきまして行政報告をさせていただきましたが、その後、対応方法につきまして種々協議を行ってまいりましたので、ご報告いたします。改修内容につきましては、現在2区画あるバーベキューコーナーのうち、1区画が今冬の積雪により倒壊いたしましたので、ハウス及びピコ

コンロをすべて撤去いたしまして、日除けの休憩所として利用できる既成品の屋根付きシェルターを2基設置し、残りの1区画につきましてもハウス支柱の腐食が著しく、倒壊の危険が高ことから現在使用中止としておりますが、ハウス部分を撤去し、バーベキューコンロのみを使用できるようにすることといたしました。詳細につきましては、4ページに資料を添付いたしておりますので、後程ご高覧願います。今回の倒壊につきましては、積雪や施設の老朽化によるところが大きいと考えておりますが、管理によるところも少なからず起因しておりますので、改修に係る費用につきましては、指定管理者においても一部を負担することで協議を行ったところ、日除け休憩場として利用する屋根つきシェルター内に設置するテーブル付きイスを提供したいとのことでありますので受領し、他は一般財団法人全国自治協会の建物災害共済保険の適用及び町で負担することといたしたく、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、北後志周産期医療協議会について申し上げます。社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の分娩再開に向けた支援策を検討する北後志周産期医療協議会（会長 森井秀明小樽市長）の第1回目の会合が、6月6日に後志総合振興局で開催され、医師確保に向け北後志6市町村、北海道及び関係医療機関が一致団結して取組む方針を確認いたしました。同病院は、リスクのある分娩を受け入れる北海道の地域周産期母子医療センターに指定されておりますが、昨年7月から産婦人科医1名の退職に伴い産科を休止し、残る3名の医師も9月末までに退職する予定となっております。この間、小樽市では昨年8月に、市内の医療関係者による小樽市周産期医療懇談会を設置し、医師確保を目指しておりましたが、より広域的に北後志地域が一体となり、同病院に対するバックアップ体制の充実を図るため、本協議会を設置したものであります。今後、北海道社会事業協会から地域周産期母子医療センター運営に係る収支計画、医師確保の方針や分娩再開の目標時期、施設改修内容などの企画書を提出していただき、その内容について協議する予定となっております。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成27年度各会計決算に関する調べ、平成27年度指定管理施設事業報告、平成27年度介護保険利用状況表、平成28年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

最初に、過日開催の町内の小中学校の運動会並びに体育大会に対しまして、公私ともに忙しい中、議員各位のご臨席を賜りまして誠にありがとうございました。小学校は両校とも天候に恵まれましたけれども、両中学校は雨天により一部内容を変更して体育館で実施されました。ケガや事故もなく無事終了できましたことを、ご報告申し上げます。

では、平成28年第2回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、仁木建設協会による地域貢献活動について申し上げます。このたび、仁木建設協会（仁木洋会長）より、学校での地域貢献活動の申し出をいただき、仁木小学校グラウンドのバックネット補修を実施していただきました。同協会による地域貢献活動につきましては、平成28年第1回仁木町議会臨時会教育行政報告で申し上げましたとおり、町内小学校の新1年生と転入生に対し、学童用自転車用ヘルメットを寄贈いただいたところであり、保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、度重なる善意に深く感謝している

ところであります。

次に、平成28年度北海道中学校体育大会・第37回北海道中学校剣道大会出場について申し上げます。6月18日土曜日、銀山中学校体育館を会場として、平成28年度後志中学校剣道大会が開催され、本町からは仁木中学校生徒2名、銀山中学校生徒5名が男女各個人の部及び女子団体の部に出場いたしました。大会結果につきましては、女子団体の部において、京極中学校を相手に2勝2分1敗の成績で見事勝利し、7月29日金曜日、30日土曜日の2日間、札幌市で開催される平成28年度北海道中学校体育大会・第37回北海道中学校剣道大会への出場を決めました。なお、女子個人の部につきましては、銀山中学校3年生の磯部夏菜さんが4位、同校3年生の堀瑞希さんが5位、仁木中学校2年生の金井香月さんが6位と健闘をいたしました。惜しくも全道大会出場とはなりません。教育委員会といたしましては、選手たちの日々の練習での頑張りはもちろんのこと、保護者各位のご支援やご協力、更には、熱心にご指導いただきました関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であり、全道大会における選手たちの活躍を大いに期待しているところであります。

次に、第34回北海道小学生陸上競技大会出場について申し上げます。6月18日土曜日、小樽市手宮公園陸上競技場において、第34回北海道小学生陸上競技大会小樽後志地区予選会兼第18回小樽後志小学生陸上競技記録会が開催され、仁木小学校から3年生3名、4年生3名、5年生2名、6年生5名の計13名が出場いたしました。本大会は、小樽・後志の小学生（3年生以上）が一堂に会し、100m走やリレーなどのトラック競技と走り高跳びや走り幅跳びなどのフィールド競技で日ごろの練習の成果を競い合う大会で、各種目の上位者及び北海道標準記録をクリアした選手に全道大会への出場資格が与えられる選考会を兼ねており、このたび見事5名の選手が7月17日日曜日、18日月曜日の2日間、旭川市で開催される第34回北海道小学生陸上競技大会への出場を決めました。教育委員会といたしましては、選手たちの日頃の頑張りはもちろんのこと、熱心に指導されてきた関係各位に敬意と感謝を申し上げる次第であり、来たる全道大会でのニッキーズ旋風を大いに期待しているところであります。全道大会出場選手は、次のとおりです。後程、ご高覧願いたいと思います。

次に、5ページの方に移ります。最後になりますが、第36回全日本学童軟式野球北海道大会マクドナルドトーナメント後志予選会・第37回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会後志予選会兼第45回全道少年軟式野球大会後志予選会の結果について申し上げます。6月18日土曜日から昨日20日月曜日までの3日間、俱知安町及び京極町の2会場において、第36回全日本学童軟式野球北海道大会マクドナルドトーナメント後志予選会・第37回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会後志予選会兼第45回全道少年軟式野球大会後志予選会が開催され、後志地区から22チームが出場、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。本大会での初優勝を目指す仁木野球スポーツ少年団は、強豪チームを相手に次々と勝利を重ね、真狩野球スポーツ少年団との決勝戦では、6回まで3対3の手に汗握る試合を行い、最終回の7回裏の攻撃で見事サヨナラ勝利。念願の初優勝を果たし、7月16日土曜日から18日月曜日までの3日間、室蘭市及び登別市の2会場で開催される第36回全日本学童軟式野球北海道大会（南大会）への出場を決めました。大会中、試合会場には保護者や学校関係者をはじめ、多くの方々が応援に駆け付け、選手たちはたくさんの声援の中、のびのびと自分たちの野球をすることができたことと思います。また、試合の中で随所に見受けられた選手たちの最後まで諦めない心や集中力は、日々の練習の中で培った成果であると受け止めており、選手たちの日ごろの頑張りはもちろんのこと、熱心に指導されてき

た監督、コーチ陣に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。全道大会での活躍を大いに期待しております。結びに、各種競技における子どもたちの更なる活躍にエールを送り、平成28年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号でございます。

平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成27年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）報告第1号、平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、地方公共団体の長は、繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。平成27年度の繰越明許費につきましては、平成27年度内に支出を終わらなかつたため、予算の定めるところにより平成28年度に繰越したものでございます。

1ページをお開き願います。平成27年度繰越計算書、一般会計でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業、金額は4924万8000円、全額を繰越しているものでございます。財源といたしましては、国・道支出金530万円、地方債530万円、一般財源3864万8000円でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、地方創生加速化交付金事業、金額は1835万7000円、全額を繰越しているものでございます。財源といたしましては、国・道支出金1800万円、その他財源24万8000円、一般財源10万9000円でございます。以上、2事業の合計金額は6760万5000円、翌年度繰越額6760万5000円、財源といたしましては、国・道支出金2330万円、地方債530万円、その他財源24万8000円、一般財源が3875万7000円であります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。

3名の方から3件の質問があります。

最初に、『農業の労働力対策について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、農業の労働力対策について、ご質問をしたいと思います。

本町の基幹産業は農業であり、今までの果樹や野菜、水稻に加え、今後ワインツーリズム事業も展開されることが予想されます。そのため、今後ますます労働力需要が高まり、更に、労働力の確保が難しくなると考えられます。本町の農業労働力は、パートタイム従業員等により確保されていますが、雇用期間が限定される等の理由から、安定した就業先とならないため、他の仕事を求められる方もおり、労働力を確保することが難しい状況にあります。機械化による作業効率の改善により解消できる部分もありますが、そのための取組みとして町では何か考えがあるのでしょうか。また、機械化により作業効率が向上したとしても、果樹や野菜の栽培には、どうしても手作業で行わなければならない部分も多いことから、やはり労働力の確保は重要な問題であると考えます。規模を拡大したいと考えても、農業機械の購入や労働力の確保ができないため、結果的には作付面積が減少し、規模を縮小してしまう農業者も出ている状況にあります。今後の本町における農業基盤の確立には、これらの労働力対策が重要な課題であると考えますが、その対策として具体的に、どのような方策を考えているのか、以上2点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、野崎議員からの農業の労働力対策についての質問にお答えいたします。

1点目の「機械化による作業効率の改善により解消できる部分もありますが、そのための取組みとして町では何か考えがあるのでしょうか」についてであります。地域農業の構造変化が進む中、農業者の規模拡大と同時に、経営形態の多様性により雇用労働力確保が大きな課題となっております。本町の基幹農産物である桜桃やミニトマトは、収穫や管理に多くの労働力が必要であり、雇用労働力の確保が極めて重要であります。中でも、選果作業にかかる労働力のウエイトは大きく、機械化することで労働力削減につながることから、昨年度は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、競争力のあるミニトマト産地創り支援事業を実施した中で、生産支援システム検討に対する支援を行い、ミニトマト自動選別機の能力比較調査、実用化実証試験及びデモンストレーション等を行ってきたところであります。今後は、これらの結果を基にJA新おたる仁木トマト青果物集出荷選果施設導入委員会と協議を重ねてまいります。

2点目の「今後の本町における農業基盤の確立には、これらの労働力対策が重要な課題であると考えますが、その対策として具体的にどのような方策を考えているのか」について申し上げます。本年3月に後志総合振興局が管内すべての市町村、JAと包括協定を締結し、しりべし まち・ひと・しごとマッチング事業を実施しているところであります。この事業は、冬季のニセコ周辺地域における豊富な労働力を夏季の農業等における人手不足解消に結び付け、通年雇用化による移住・定住を促進するものであり、本町

といたしましてもこの取組みに参加してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）只今、説明をいただいた1点目に関し、機械化について再質問をしたいと思います。

地方創生型を活用したミニトマト自動選別機に対する調査実施、実用化に取り組みられたとのことですが、現在活用されている選別機と検討されている選別機の能力として、今後の作付計画と生産に対する対応ができるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）現在の選別機につきましては、形状選別機と呼ばれるベルトコンベアに乗って運ばれてくるミニトマトを、人力によって割れや傷等を取り除いた後、ローラーの幅に合わせサイズごとに選別をするものであります。検討をしている選別機は、機械による自動化を目指し、複数のカメラやセンサーにより、色・形や大きさ、傷等を識別、更には、糖度センサーにより品質を一定に保つもので、生産者の選別にかかる労働力の軽減を目指すものであります。労働者の軽減に伴いまして、その分経営面積を拡大することが可能となりますので、当然増えた生産量にも対応できる機械選果場を現在計画しているところであります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今、説明をいただいた中で、今後の作付計画に対して十分対応できるものであるということでもありますよね。もう一度お聞きします。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）対応できる選果場を作っていくということでもあります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、その方たちが労働力としてどの程度の負担軽減がされていくのか。その選果場内での労働力の軽減がされるのか。農家自体に軽減されていくのかっていうことをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）現在計画している選果場につきましては、産地パワーアップ事業の活用を検討しているところでありますけれども、この事業の採択要件といたしまして、産地としての生産コストが10%以上削減されるということが要件となっております。当然、生産コストの10%以上の削減というものでありますので、それに見合う労働力の負担軽減、これをしていかなければならないものであると考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）この10%という形で軽減されていくというお話ではありますが、この実用化に向けて検討されるこの選別機として、現在の集荷場においては活用が可能なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）検討している機械でございますけれども、選別機及びそれに付随する機械の配置や保冷庫の設置等を検討した結果、現在の集出荷場内に設置することは、極めて難しいということが判明いたしました。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、すべてが機械、施設、場所等において、新たなものを設置していかなければならないということですか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）そのとおりであります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。今、集荷場所・施設・選別機と総合的に協議をされていかれているのかなという思いもありますが、平成30年度の整備計画にこれが対応されていけるものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、これまでもですね、導入検討委員会の方から何度かお話の場をつくってですね、いろいろ検討いたしました。平成30年度の完成を目指しているという話もその中でお聞きしておりますが、まだ実際に町に対して正式な要請というものは来ておりません。施設を今後建設するという重要性というの、当然行政としても理解しておりますけれども、今後正式な要請が来た段階でですね、行政としても判断してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今、町長、お答えをいただきました。まだ検討段階という形の中で、これから協議をしていかなきゃならない点があるということですので、非常にこの機械化という形の中では、これから総合的な形の中で網羅した中で検討していただきたいと思います。

それでは、2点目についてお伺いをしたいと思います。2点目ですけれども、雇用対策ですが、JA新おたる農協による取扱販売状況として、トマト約63%、サクランボが7%と販売高が出ております。しかし、サクランボにおいては、まだまだ販売高があるのかなという感じもしております。また、繁忙期のパートさんにおいても、日に数百人が働いているとも言われております。また、この手作業でしかできないのが実態と考えていますが、内外より人材確保が年々厳しくなっていることや人材派遣を受けることもありますが、賃金の上昇により必要な人員確保ができない実態は、十分おわかりと思います。この「しりべし まち・ひと・しごとマッチング事業」について、管内4JAが協定を組み、取組みをはじめましたが、当地では対応されていない。これはなぜなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）「まち・ひと・しごとマッチング事業」が当地では対応されていないのはなぜなのかというご質問でございますけれども、この「しりべし まち・ひと・しごとマッチングプラン」は、平成27年度に後志総合振興局が実施したもので、27年度は主にJAようていを中心に置いて、実証を行ったと聞いておりますので、仁木・余市の部分について動きが見えなかったのかなとそういうふうに考えます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明の中で、27年から取り組んでいると。今回、28年度の3月にこのミーティングもあったと思われます。この管内、JAようていでは、約、本年度は17名が働くという形、また、農業に対して12名がこう従事されるというようになっております。本町として、次年度に向けてこのマッチングプ

ランの取組みとして、対応策がどのように取とられていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）後志担い手対策協議会というものがございまして、この中に担い手部会というものがあるのが本年5月に設立されました。この活動の一環として、「しりべし まち・ひと・しごとマッチングプラン」を実施していこうということが確認されましたので、今後、28年度は3回、協議会の開催が予定されております。それらの中で、このマッチングプランに本町としても参加できる部分について、参加していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にこう受け入れるということに対しては、いろいろな配慮をしていかなきゃならない点もあろうかと思えます。住宅対策、また、ニセコの人たちを呼込むということに対しても、通勤に対する支援も出てくるのかなという感じもしていますが、その辺について何かこうお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）住宅等の不足等につきましては、新規就農者並びに研修生、そして、いろんな部分ですね、課題となっている部分であります。今後は、それらの課題に向けて検討をしていく必要性は感じておりますけれども、具体的にどのような部分でこのニセコエリアからの人たちを呼び込めるか、これらについてはまだ検討しておりません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ぜひとも前向きな形の中で、協議をしていっていただきたいなという感じもしております。この雇用対策に対しては、こう以前から数多くの方々が質問もされております。この農業に対して必要な、雇用労働力については、農家や農協がそれぞれこう直接今まで確保したり、個々の取組みでやっておられましたが非常にこう限界があると感じております。農協としても対策が取れない状況にあります。この中で、海外の人材確保に対して、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員がおっしゃるとおりですね、現在、本町ではJA新おたる、商工会、そして生産者で構成されている団体などがですね、外国人技能実習生制度を活用しておりますけれども、実情として受入先によってですね、大きな問題を、課題を抱えているのも現実でございまして。ただ、現状として、この外国人技能実習制度をですね、活用しなければですね、多くの人材を確保することは非常に困難な状況にありますことから、今後もこの制度を活用されていくものであろうというふうに想像いたしますけれども、今後も継続していくには、この、実習制度そのものをですね、見直す必要があるのではないかとこのように私も思っているところであります。先日の新聞にも掲載されておりましたけれども、農業分野で不法就労する外国人が急増しているというふうに掲載されておりましたが、この制度を活用すること自体はですね、問題ないというふうには思いますけれども、本来あるべき外国人技能実習制度というものをですね、見直しを図らなければですね、今抱えている問題も解決できないのではないかなというふうに考えております。私も、昨年かな、ベトナムに新おたる農協の山田組合長とですね、足を運んでまいりました。その経緯といたしましてですね、皆さんがこれまで外国人技能実習制度活用し、労働力を確保するのが非常に困難だという声をお聞きしてですね、果たしてこの制度そのものに対してどのような問題が

あるのか、又は、どのようにしたら双方にメリットがある関係を結ぶことができるのかということも含めてですね、その雇用先でもありますベトナムに行ってまいりました。行政がどうこうするという問題の前に、まずは生産者や新おたる農協がこの問題解決に向けて、取組むべきであるというふうに思いますけれども、そういった経緯があったというのも認識した上での、今回視察でありました。政府機関とですね、いろんな関係を育て、向こうは人材を実習生として派遣していただく、そして、受ける側も技術指導なり本国に戻っていただいて、その得た習得した技術を使って農業発展に取り組んでもらうといった、そのような、双方にメリットがある関係でなければですね、やはりお金だけの目的で来られても困りますから、そういった関係性を育む必要があるというふうに私も感じておりますので、今後そういったことも含めてですね、検討して見直しを図っていききたいというふうに、行政としても支援をしてみたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長、いろいろご説明をいただきました。研修生制度においても、非常にこう難しい問題が出ているということも十分認識しております。しかし、他ではこう雇用できる体制もできている。また、3年雇用も実施しております。今後、5年雇用をしなければならないということも出てきております。そういう形の中で、ぜひともすべてが3年雇用ではなく、ある一部の3年雇用というものを今後考えていかなければならないのかな、それに対してやはり町としても、どのようなことをしてやらなければならないか。また、いろいろな確保を取り入れるとか、そういう形の中で3年雇用に向けて対策を取るとかっていうことが、町として今後考えていけるのかどうかということ、あればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の段階ではですね、本町で3年雇用、5年雇用できるぐらいの雇用者を受入れる体制というのは、なかなかまだ難しいのではないかなというふうに思います。現実問題としてその季節、4月から11月までの雇用に限ってですね、活用されているところが多いということは、やはりなかなか冬季間やそういった農閑期の時にですね、なかなか雇用者を扱うことができないという町の実情を考えるとですね、なかなか今の段階では難しいなというふうに思っております。ただですね、他の地域との連携ということはできないものなのかというふうに考えたこともあります。と言うのは、内地では年間を通して雇用を受けれる状況でもありますので、農閑期、本町で言う農閑期のときに内地でその実習生の皆さんを雇用していただく連携を作るということも考えていきたいなというふうに思っているんですけども、この詳細についてはまだまだ法の規制もありましてですね、なかなかそのすぐにはですね、我々だけの判断でもできませんので、そういったことも含めて国や道に向けてですね、訴えてまいりたいなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）いろんな形の中で、町長の答弁をいただきました。雇用対策の一環として、こう6次化という形の中で雇用を継続させていくという方向性ということについては、どのようにお考えられるか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）6次化に関わる部分でそういった人材をつなぐことができないのかという質問だというふうに捉えておりますけれども、6次化はですね、行政そのものでですね、6次化に向けて取組む

ってということよりもですね、今ワイナリーの部分でも民間企業なり企業が足を運んでこの地で作って栽培したものを販売して、6次化の工程で行っていくってことを考えるとですね、やはり様々なこれから民間企業なりを誘致し、そういった雇用を確保できる場もですね、作っていかねばならないというふうに思っている次第でございます。実際に今、大手お菓子メーカーのもりもととも協定を結ぼうとしている中でですね、そういった部分でひょっとしたら、今後本町にでもですね、そういった加工施設などが建設されることも考えられるのではないかというふうにも想像いたしますので、そういったことも含めて、町としては取り組んでまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）いろいろお聞かせいただきました。最後になりますけれども、ぜひとも雇用対策ということに対しては、今後非常に避けて通れない状況だと思いますし、ずんずん今農業をやっている方々は、60、70、80歳まで一生懸命やっている、本当に高齢化が進んでいるという状況の中で、こう働く人を少しでも補っていくということが大切なのかなという感じもしていますし、機械化によって軽減できる体制というものはきちんと整えていっていただきたい。それにおいても、生産者、農協、又は町ということで取り組んでいっていただきたいなと思っております。以上です。私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）次に、『ワインツーリズムとDMO設立による地域経済の活性化について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは先に通告しておりました、ワインツーリズムとDMO設立による地域経済の活性化についての質問をさせていただきます。仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略計画書に基づき、国内外から交流人口の拡大とワイン産業の振興及び新規就農者の増加を図ることを目的に、余市町と連携したワインツーリズムを構築するため、昨年度、地方創生先行型交付金及び加速化交付金、これは繰越明許でございますが、を活用した各種事業を随時実施していることと思っておりますが、現在までの取組状況と今後の取組みについて伺います。また、町長は戦略の一つとして、ワインツーリズムを核としたDMOを設立し、地域経済の活性化を図るべく構想もあるようですが、組織構築に向け、今後どのような取組みをされるのか伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、佐藤議員からのワインツーリズムとDMO設立による地域経済の活性化についての質問にお答えいたします。1点目の「現在までの取組み状況と今後の取組みについて」であります。これまで国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乗せ交付分）を活用し、ワインツーリズムの確立に向け、主に人づくり事業と基礎調査を中心に事業を行ってまいりました。具体的には、昨年12月25日に設立した仁木町ワイン観光事業検討協議会に対し、先進地視察等に対する補助を行い、国内視察として山梨県甲州市、国外視察としてアメリカ・カリフォルニア州ナパバレーを視察しており、町からも私を含め、美濃副町長、関係職員がそれぞれ参加しております。4月14日には視察報告会が開催され、参加者から所見や今後に向けた取組みに対する意見を取りまとめ、確認したところであります。基礎調査については、美しい街並み景観づくり調査、ワイン用ぶどう栽培適地調査を町単独で実施したほか、余市町と連携してワインツーリズム調査及び実証実験、基礎データ収集並びに広報・宣伝事業を実施いたしました。これらの取組結果を基に、協議会において本年3月、ワイン観光事業方針が策定されたところであ

ります。今後の取組みであります。国の地方創生加速化交付金を活用し、本年度は栽培・醸造環境強化事業を実施していくほか、余市町と連携して団体型ツアーの実証実験やワインと食のマッチングイベント事業、PR活動等を行ってまいります。また、協議会主催によりワインに関する講演会を開催するとともに、余市町と連携した組織の設立を目指してまいります。更には、策定されたワイン観光事業方針を基に、農用地集積計画、ワインツーリズム計画及びブランド化計画の策定に着手してまいります。本町においてワインツーリズムを確立するためには、ワイン用ぶどう栽培面積の増加、ワイナリーの増加が不可欠であることから、来年度以降も継続的に事業を推進してまいります。2点目の「DMO組織の構築に向け、今後どのような取組みをされるのか」について、申し上げます。DMOとは、一般的に観光地域づくりコーディネート組織とされ、観光振興等を通じた地域活性化の核となる組織のことを指し、ワイナリーが集積しているアメリカ・ナパバレーでは、既にこのDMOが組織化されております。本町のワインツーリズムの推進に当たっては、余市町や周辺自治体を含めた広域観光で集客を図っていくべきと考えております。4月18日には関係自治体にも参加を呼びかけ、DMOに関する講演会を開催したところであります。講師には地域行政支援・地域観光施策で国の施策にも関わりの深い、メディアラグ(株)代表取締役 藤井雅敏氏をお迎えし、先行事例を学び、DMOに対する理解を深めたところです。今後におきましても、周辺市町村と意見交換しながら、組織構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今、これまでの取組状況、あるいは今後の取組みについて、ご答弁をいただきましたが、それを踏まえて再質問をさせていただきます。1点目として、そもそもこの人口ビジョン・総合戦略にこのワインツーリズムを重要施策の一つとして挙げた経緯を改めてお伺いいたします。また、余市町との連携プロジェクトについてはどのような経緯で、ここが大事なんですが、どのような経緯で協議、話合いがなされて、計画に至ったのかを詳細、お聞きしたいと思います。そして、昨年度は国の交付金を二度受けておりますが、このプロジェクトに対しての国の評価が、これも非常に評価が高かった結果であると思います、そこで国の反応はどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員の質問にお答えします。まず、このワインツーリズムを重要施策の一つとして考えた経緯についてでありますけれども、数年前に本町にですね、大手企業や個人の方を含め、ワイナリーを作りたいということで、本町に計画を、本町にそういった話がありまして、行政としてもそういった計画を立ててですね、支援してまいりたいなというふうに考えた上で積極的に誘致した次第であります。本町にはご存じのとおり、果樹という長い歴史がありましてですね、果樹栽培の技術が脈々と受け継がれていることは、本町にとっては最大の武器として考えており、それは地域活性化の起爆剤になると考えた次第でございます。このワイナリーもそういった部分で、大きな意味合いが含まれておりますので、今回、総合戦略有識者会議の中でも意見をいただき、重要施策の一つとした経緯であります。この連携プロジェクトについて、余市町とどのような経緯で話合いがされたのか、詳細についてということでお話ございましたけれども、余市町と仁木町はともに道内屈指の果樹の産地でありまして、ワインツーリズムを取り組むにあたりまして、将来的に両町が一体となって、一つの大きなエリアとして取り組んだ方が大きな効果をもたらされるのではないかとというふうに考え、両町の考えも一致し取り組んだ次第であります。実際のところ、余市町にはもうすでに様々なワイナリーが点在しておりますし、本町はまだまだこれから

建設予定ということで発展途上であります。ですから、スタート地点というのがどうしても違いますから、連携事業をするという部分ではですね、佐藤議員もなかなかそういった具体策が見えないというふうにお思いかもしれませんが、最初の段階ではそういった部分では、両町とも致し方ないなという部分で考えているところでございます。ただ、目指すところは同じでありますので、今後、連携事業として目に見える部分で、これから取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。これまでの取り組みとしては、後程、泉谷農政課長の方から申し上げさせていただきたいというふうに存じます。そして最後に、国の評価が高いということで国の反応はどのようなものかっていう質問ではございますけれども、実際に本町と余市町が取り組んでいるワインツーリズム事業と申しますのはですね、北海道のみならず全国的にもですね、非常に関心が示されているというふうに実感したところであります。というのも、前にもお話をさせていただきましたけれども、地方創生の会議でも本町と余市町のこの事業が先行事例として取り上げられてですね、国内の先行事例として発表されているところであります。ただ、中身の中ではまだまだこれから精査しなければいけない部分が多々ありましてですね、そういった部分では進行状況としては少し遅れているというところは否めませんが、これからただ急がずに慎重に両町が連携して取り組んで展開をしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）余市町との具体的な連携の取組内容でございますけれども、この余市・仁木ワインツーリズムプロジェクトが地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乘せ交付金）で採択された時点におきまして、余市町と仁木町ではワイナリーの数と両町のワイン観光事業におきまして、温度差があったことも事実であります。余市町はツーリズムを中心に、仁木町はバレー化に向けた新規ワイナリーの集積化に向けて重点を置き、それ以外の部分につきまして連携できる部分は連携していこうということで確認をし、事業をスタートしたところであります。連携の具体的な一例でありますけれども、ワインツーリズム調査及び実証実験を両町連携して行いました。これは、本年3月5日及び6日に実施しておりますけれども、仁木町のワイナリー及び余市町のワイナリー、それと余市町のブドウ栽培農家、水産加工施設、観光地等をバスでモニターツアーを行ったものであります。参加した60名の道内外から来たお客様には、大変魅力的なツアーであったという声も多くいただき、本地域のワイン観光地としての将来性について、明るい材料になったものと感じております。また、今後、今年度でありますけれども、余市町・仁木町で従来それぞれ協議会組織があり活動しておりましたが、本年度は、連携した組織づくりの立ち上げに向け取組を進めているところであります。以上が、余市町との具体的な連携の内容であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今このプロジェクトの件について詳細、町長、あるいは農政課長の方からご説明を受けたわけでございますけれども、ちょっと不満な部分はですね、余市町と連携を図ると言ったときにですね、どのような場でそういう話合いがなされ、そして、この計画に至ったかということが、ちょっと詳細語られていなかったものですから、その辺をもうちょっと具体的にお願いします。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）申し訳ありませんでした。それでは、どのようにこの余市町との連携について話し合われたのかという経緯について、説明いたします。昨年5月12日、交流ホールにおきまして、北海道経済産業局の担当課長補佐を講師に招き、地方創生交付金説明会を開催いたしました。その後、北海道

で有数、両町合わせてワイン用ブドウの全道の2分の1を生産するこの地域において、余市町・仁木町が連携してワインツーリズム事業を行ってはどうかとの話がありまして、その後、両町で連携に向け事業を行うということで話し合い、副町長並びに担当課長レベルで複数回、何度も協議を重ねてきたところであります。その協議結果を基にいたしまして、7月中旬、国の方に事業計画を提出いたしました。昨年10月27日にこの事業が採択されまして、その後、連携をして事業をしていったわけですが、その内容については先程説明をしたとおりであります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の詳細説明で内容がわかりましたけれども、やはり当初は国の方の主導と言いますか、そういう部分で始まったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）ワイナリーというものがですね、単独ではなく、集約して効果が高まるということが一般的に言われております。それで、目指しているものにつきまして各ワイナリーの事業者の方の考え方の一致、並びに国の地方創生における考え方が一致したということで、この5月12日の会議の後に、余市・仁木でワインツーリズムプロジェクトを行おうということになったものであります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ちょっと今の内容がちょっとわからないんですけども、いずれにしてもこの計画が今進んでいるところでございますけれども、私は何を言いたいかって言いますとですね、実はこのパンフレット、これ余市町のパンフレットなんですが、仁木町もこういう物を作るということで、交付金の中で、昨年お話がありましたけれども、まだ実質作るまでのそのワイナリーなり、そういう部分がないということで、ポスターだけは作りましたということでのお話で、私もポスター拝見しました。とてもおしゃれなポスターで、これもすごくよろしいかと思えます。それで、このせっかくこういうものができて、これ余市で作っていますけれども、仁木の分も何軒か載っているんですよ。ですから、なぜこういうものをお互い協力して、協定して連携してやっている事業なのに、なぜ仁木町でこういうものをいただくくるなりして配布できないのか。あるいはもうしているのか。それで、ポスターもですね、私、余市町の施設に行ったところには、これは置いてありましたけれどポスターは貼ってありませんでした。仁木町も大変失礼な話、私が申し上げてからフルーツパークなり駅舎の方に貼ったという、ですから、何かちょっとその辺がですね、連携としてはちょっと薄いのかなと。だから、もっと今後ですね、こういうものを積極的にやっているんですから、我々議会もそうですけれども、町民に向けてもですね、積極的に今、町はこういうことをやっているんだということを積極的に私はアピールしていかないと、なかなか町長の言うそういうビジョンですか、に近付かないのかなと。職員やっぱり一体になっていかないのかなと、それはちょっと懸念されるものですから、今こういう質問させてもらったんですが、そこで、国の評価も非常に高いということでのお話でございましたので、それでこのワインツーリズムは、先程も答弁の中でございましたが、観光を主体とした計画で、観光を核とした地域づくりをコーディネートするDMOの構築とワインツーリズムとが非常に密接な関係にあると思います。それで、今現在、ワインツーリズムは農政課の方で担当しています。DMOの方は企画課、それと観光振興係もありますけれども、それでDMOは確か企画課の方は未来創生係だと思います。2つの課で計画を進めておりますが、私はこういうものを進めていく上で、1つにして効率的にやられた方が私はこの計画もスムーズに進んでいくのかなと。先程、町長も

おっしゃったように、この計画は仁木町の将来を大きく左右する、非常にそれでありますけれども、これもまた非常に高い次元の高い計画であってですね、片手間で行えるのかなと、本当に町長の思い描くそのビジョンに向かって、片手間でやっていけるのかなと。ですから、おそらくこういう事態も起きるんじゃないかと。職員の皆さん、忙しいのはわかります、それは。ですから、そこまで頭がまわらないのかなと。ですから、私はもうちょっとこう積極的に推進するためにですね、やっぱり専任のセクションを設置してですね、使命感を持ってやること、これが私はこの事業を進める上で大切な部分じゃないかなと私は思います。そうしないと、町長の目標とするビジョン、この観光ビジョンについて達成し得ないんじゃないかと。このまま惰性で行ってしまうんじゃないかという、私はそういう危惧しております。それで、その辺のことですね、今現在、その行政、町の方にですね、観光あるいはそのワインに精通した職員がいるのでしょうか。私は残念ながら、これは主観的な個人的な考えですけども、これは私はいないと思います。ですから、この事業計画については非常に高いスキルが要求されると思います。ですから、そのためにも人材の確保、役場にいなければ外から求めるなり、あるいは人材の確保。今年も職員の方も多数入ってきております。私も質問した時に、ある程度余裕を持った形の中でという、それは私は今後の人材育成につながるんだなというふうに私も期待しているところでございます。その辺の部分も町長に伺いたいと思います。それともう1つ、この一番大事な部分あるんですが、この計画を進める上で財政面、あるいはそのインフラ関連など、役場の連携がこれも必要不可欠だと思っております。今現在、他の課とどのような連携を図っているのかもお聞きいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）たくさん質問があったので、ちょっと長くなるかもしれませんが、そもそもですね、本町としてもこのワインツーリズムっていう名前がですね、果たして本町にあっているのかどうかって考えたときにですね、正直なところ、ワインツーリズムではないんですよ。今、うちがやろうとしているのは、ワイナリーをやりたいと思う方々に対して窓口を広げて、そしてワイナリーを作ってもらえるような環境整備をしていかなければならない。まだワイナリーがないわけですから、そこまで。ワインツーリズムといってもツーリズムできませんから、なかなかそこは難しい状況であります。ただ、これは余市と仁木で連携してやらなければならない事業として国に申請する場合の時に、片方がツーリズムで片方が違う事業だとこれはなかなか申請して許可もらえませんが、表向きはワインツーリズムっていう形で謳おうと、余市町は主に既にあるワイナリーがありますから、そこをうまく循環させて観光を主にしたツーリズムを行っていくと。ただ、うちの町に限っては、そういった観光分野ではまだまだ乏しいですから、まずはワイナリーを増やすことに力を入れようっていうことで、今取り組んでいる次第でございます。ただ、名前はワインツーリズムという名前で謳っておりますけれども、実際中身が違うということは何度も申し上げさせていただきました。そして、次の質問ですけども、今担当課がですね、そういった意味も含めてですね、今ワインツーリズムは農政課が担当しております。というのも先程申し上げましたとおり、主にワイナリーをやりたいという方々に対して農業的な専門分野がわかっているのは農政課であるというふうに私思っておりますので、農政課が今担当しております。ツーリズムに関しては、観光っていう部分は当然大きいのでありますけれども、今後そういった部分では私も企画課が主体となって、ワインツーリズムなり、又はこの観光を手がけて広げていく体制を作っていかなければならないというふうに考えておりますので、それまで少し時間かかるのではないかなというふうに思っております。DMOづくりに

関してはですね、今はそれぞれが、主に企画課がメインとなって土台作りをしてくれていますけれども、最終的には自立してその組織が一本立ちして自ら進んでくれるような組織になるまでは、主に企画課が支援をして、体制支援をしてまいりたいなというふうに思っているところであります。それに合わせて様々なインフラ整備、又は財政面についてもですね、それぞれの課で、単体でいろんな話をしてやっているところが今の現在の状況でありますけれども、これからはですね、やはりこの町はワイナリー化を進めていくんだという目的意識を職員で共有して、それに向けて取り組んでいかなければならないというふうに、佐藤議員がおっしゃるとおりでありますので、私もそれに向けて、職員一丸となって、又は町民一丸となって取り組んでまいりたい、そのためにはやはりそういった先程のパンフレットなどを含めて周知しなければいけない部分は多々あるんですけれども、今の段階では、その部分では少し結果として乏しいのではないかなというふうに私も反省しておりますので、これからそういった部分も含めて取り組んでまいりたいなというふうに思っている次第でございます。すべての質問に答えられたかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の町長の答弁の中で、仁木町の場合はそのバレー化って言いますか、ワインバレー化が目標なのかなと。でも、最終的にはやっぱり観光なんですよ。観光誘致なんですよ。ですから、その辺のことも将来的に意識しながらですね、早い段階でその人材育成なりしてですね、その観光なりワインに精通した職員の教育をよろしくお願いしたいと思います。次にですね、うちの町はですね、これから目指すまちづくりについてはワインだけじゃなくですね、ミニトマトやサクランボなどの優れた1次産品も仁木町にはございます。それで、DMOの講演会でもお話がありましたように、1次産品から6次化産品に関する開発、ブランド化までトータルに考えることが重要であると。それで、国が進める地方創生は、人口という大問題をどのように解消し、地域が地域としてより経済活動を発展させるかが課題だという、このような提言がございました。このことについて町長もあの場に出席されておりましたので、この見解について町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますが、本町でこれまで6次産業化事業について取り組みはあったのかどうかは別として、実際には本町で採れた農産物を活用してジュースを作ったり、商品を作ったりといった活動は個々ではありますけれども、町ぐるみで又は企業と連携してっていう部分では、ほとんどなかったのかなというふうに想像いたします。ただ、今回ワイナリー事業に通じてと言いますとですね、やはりそこで栽培をして醸造してそれを販売するっていうのは、一つの6次産業化っていう構造の一つでありますから、これを一つの町で完結させることが意味がありますので、こういった意味でも今回のワイナリー事業っていうのは、大きな意味を持っているというふうに思っております。先程違う質問ではありましたけれども、大手菓子メーカーもりもとさんがですね、本町と連携を結ぶっていう話をさせていただきましてけれども、その中でも同じことが言えると思います。本町で採れた農産物を活用して、そして企業がそれを加工して販売をする。そして、それがうちの町で、本町で加工施設がもしできるのであれば、それはまた更に望ましいことで、1つの行為が、製造過程がうちの町ですべて完結されるっていうことになりますので、今後もですね、そういった部分で外部の企業など力をお借りしながら、6次産業化を進めてまいりたいなと。そして、それと同時に、本町のそれぞれの機関の方々に対しましても、そうい

った6次産業化の意識付けをですね、これからも図ってまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）いろいろ、町長の方からお話がありましたけれども、この地方創生の最終目的は人口を増やして、いかに税収を上げるかという、これが最終目的だと思いますが、ぜひそのことを意識してやはり業務にあたってほしいと思います。次に、そのワインツーリズム、いわゆるDMOの構築につきましては、非常に時間がかかると思います。それで、まずできることから順番に取り組んではどうかというふうに私は考えます。例えば、駅舎の中を明るくしたり、そのワインツーリズムに関するコーナーを設けたり、そしてPRすると。それで、前も私お話しさせていただきましたけれども、駅周辺をですね、観光地に来たという実感ができるような雰囲気作りを少しずつでもできないのかなと。今の状態ではですね、JRを降りて駅に入ったときにですね、本当に寂れた駅舎、その町にしか、駅前も寂れた町にしか観光客の皆さんの目に映らないのかなと、非常にこう寂しいですね。この地方創生の交付金の中で、例えば駅舎の中の壁を明るい色に塗るとか、塗装するとか、そういうものは対応できなかったのでしょうか。それとも対象にならなかったのでしょうか、メニューとして。それだけ、それを塗っただけでもですね、イメージがガラッと変わると思うんですよね。俱知安なんかも駅舎は古いですけど、やはりこう全体を白く塗って、すごく清潔感があって、あそこはね、インフォメーションもあったりして、きちんとかうパンフレットも並べて、ニセコもそうですがきちんとそういうインフォメーションもあったりして、あそこはもう世界的にもブランド化しておりますので、それなりの対応はしておりますけれども、ぜひ仁木町もですね、そういう部分で少しでもこう近付けないかなというように私は思っています。そうすると、町民の皆さんも当然JRを利用するわけですから、町もだいぶ意気込み変わったなという、その意識改革にもつながっていくのかなと私は思っています。先程も言いましたように、職員も忙しくてそこまでちょっと気が回らないのかなと。ですから、町長自身もどういうふうに感じているのかですね、何とかそういう部分で少しでもやれることを、もう少しずつでも、こう進めていってもらえないかなということで、ちょっと町長のご意見を伺いたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、ワインツーリズムのDMO構築については、時間がかかるものであるというふうに佐藤議員おっしゃっておいりましたとおりですね、実際にDMO構築づくりには非常に時間かかるものだというふうに我々も認識しております。実際、ナパバレーにありますDMOも20年かけてようやく実を結んで、今大きな結果をもたらしていますし、DMOではないですけども、ニセコ・俱知安の地域はですね、観光協会を含め実行委員会の人たちがですね、約20年ぐらいかかって今、外国人企業が賛同してから約20年経ちますので20年かけて徐々に今の状況に至ったという経緯もありますので、こういう部分でも含めてDMO構築づくりに関しては、徐々に進めてまいりたいなというふうに思っております。そして、佐藤議員がまずはできることから順に取り組んではどうかという質問ではありますが、確かにおっしゃるとおりですね、できることから我々も進めてまいりたいなというのが率直なところでもあります。その例として、先程、駅舎を改修して取り組んでみてはどうかという話もありましたけれども、私も就任当初から、あの駅舎を活用して何かに使いたいという部分はですね、ずっと検討してまいりました。JR本社とも掛け合って交渉したことも事実であります。先程おっしゃったとお

り、ワインツーリズムに関連するコーナーを設けたりってということに関しては、そんなにお金かかるわけでもありませんから、すぐにでも取りかかれるものだというふうに思いますので、これから考えてまいりたいなというふうに思います。ただ、佐藤議員がおっしゃいますけれども、駅舎はですね、もう昭和61年から無人駅になって、これまで30年経っているわけですよ。30年間誰もあそこを手がけない、そして行政もあそこを何も活用して来なかった、そういった経緯もあるということ認識していただきたい。私は、この就任してからすぐにでもあそこを活用したいという思いの中で今考えておりますし、ワイナリー事業に関連してあそこを活用していただければという佐藤議員の意見も踏まえながらですね、今後あの駅舎を再利用、再活用していきたいなというふうに考えているところでありますので、ご理解していただきたいなと思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ちょっと私も元職員で、頭の痛いことを言われましたので、ちょっと反省しているところでございますけれども、公園等につきましては、私がちょうど土木係長のときに手がけたものです。企画の方で予算をし、実施の方は建設課の方でやったという経緯がございます。そのときに駅舎、何とか改築ならないでしょうかとJRにお願いしましたら、それはできないと。あなた方がやりなさいと、やる分には良いですよと、土地も提供しますよと、協力しますから、あなた方でやってくださいというご意見でございました。せめてもトイレだけは切り離して、町の方で公園の中に作ったという経緯がございます。そういう経緯の中で、いろんなその駅舎の部分をですね、当時企画の方でもいろいろあったと思うんですが、なかなかそのやはりその大々的にやるとなれば予算もかかることですし、大変な状況になるということで、とりあえずは公園を整備しましょうと、トイレを整備しましょうということに留まったわけなんです。ですから、ぜひ町長にはですね、もう少し前向きにですね、大変でしょうけれども駅舎の中ぐらいは、ちょっと明るくしてほしいなと思います。時間も時間になりましたけれども、最後にですね、お時間となりましたので最後にですね、この計画が町に順調に進んだとして、軌道に乗るのが何年先を見越しているのか。それとですね、今まで、これまでいろいろこうご説明を受けたわけでございますけれども、ちょっと残念ながらもう少し現在進行形でいっている部分の答弁も、例えば人材育成にしても今、こういったことをやっているとか、そういうご答弁をいただきたいかったんですが、ちょっと現在進行形なものがないかということで非常に残念です。それで、何年先を軌道に乗るかを見込んでいるのか。それと、改めて町長のこの将来的に起爆剤となる、町の起爆剤となるこのワインツーリズムの今後の実施に向けての意気込みをお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。時間が来ておりますので、簡潔的に答弁ください。

○町長（佐藤聖一郎）では、簡潔に申し上げますけれども、意気込みは佐藤議員が思っている以上に我々は大いに抱いているところでございます。ただ、現実問題としてなかなかそれが目に見えないというのは、我々の反省しなければならないところであります。現在進行形といたしまして、これから余市と仁木でまず連携できる部分は連携していく。そして、その中にはDMO構想があるってということを今考えておりますので、その辺ご理解していただきたいと思います。ただ、DMO構想をする上で我々職員がそれにかかわってするということ、それほどもっと時間かかることでもありますので、そのために今、道なりワインに精通した職員、先ほどの質問にありましたとおり、今、道にも交渉していますので、取り組んでまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7『一般質問』の議事を続けます。

『小規模企業振興基本法と住宅リフォーム助成について』以上1件について、上村議員の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）小規模企業振興基本法と住宅リフォーム助成について。平成26年度に成立したアベノミクスの成長戦略のひとつに「小規模企業振興基本法」があります。この小規模企業振興基本法には大きく3つの意義があり、第1は個人事業者をはじめ、従業員5人以下の小規模事業者をはじめて施策の中心に据えたこと。第2は小規模事業者の声を聞き、振興のための基本計画策定を国と自治体の責務としたこと。第3は国会への年次報告を通じて、施策の妥当性・実効性をチェックする仕組みを導入したことです。この基本法ができたことにより、本町では何か検討したのでしょうか。また、地域経済を循環させ、業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度は、全国603自治体で創設されています。環境対策・防災対策・空き家対策を考えても、このリフォーム助成制度は大きな役割を果たすと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。更に、三世代同居に対応した住宅リフォーム工事を実施した場合、税制上の特例措置が創設されましたが、町民に対し周知する考えはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からの小規模企業振興基本法と住宅リフォーム助成についての質問にお答えいたします。1点目の「小規模企業振興基本法ができたことにより本町では何か検討したのでしょうか」についてであります。小規模企業振興基本法における地方公共団体の責務については、地方公共団体の区域の自然的経済的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとなっております。本町においては、町内の商工業者が北海道や政府系金融機関から必要な資金を調達した場合に、保証料の10%を補助する制度として、仁木町商工業振興資金融資にかかる保証料補助規則を平成8年に制定し、施策として実施しております。なお、今後におきましては、地域の状況を鑑みて、他の施策等必要な措置を講じてまいります。2点目の住宅リフォーム助成制度について申し上げます。本制度は、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化や町内業者の育成、町民の住環境の向上を図ることを目的とした制度であり、導入市町村が全国的に増加していることは認識しており、本町が導入した場合も一定の効果があるものと理解しております。現在、本町におきましては、ご承知のとおり住宅リフォームに対する助成制度は設けておりませんが、国や北海道などの関連団体の情報提供及び住宅リフォームの進め方などの相談窓口を設け、対応しております。また、本町における既存民間住宅の増改築につきましては、10㎡を超える増築以外は届出義務がないことから、改築件数につきましては把握しておりません。今後におきましては、住宅リフォーム助成制度の主たる目的である地域経済の活性化、住環境の向上、ひいては定住促進にもつながるような制度設計につきまして、調査研究を進めてまいります。3点目の三世代同居に対応した住宅リフォー

ムを行う場合の税制上の特例措置につきましては、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を行うために、キッチン、浴室、トイレ又は階段のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所ある住宅リフォーム工事を行う場合、所得税の減税措置が受けられるというものであります。この特例措置につきましては、本年4月1日から平成31年6月までの適用期限となっておりますが、国税に対する特例措置でありますので、町民への周知につきましては余市税務署と協議の上、検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）1点目ですが、この小規模基本法ができたからといって、仁木町ではあまり関係がないということでしょうか。平成8年からずっと保証料の10%を補助する施策しかやってこなかった。平成25年度からは補助件数もぐっと減ってきております。地元の業者が消えてしまえば、地域経済の発展はありません。商工会とはその点で話し合いなどを持たれているのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）融資に対する利子補給の補助金について、商工会とお話をしているかというような質問かと思えます。その辺に関しましては、それだけです、商工会とお話をする、協議をする場面というのは特に設けておりませんが、商工会とは常日頃からいろいろなことで協議をして、情報交換をしたり話し合いをしておりますので、その中ですね、この商工会が取りまとめていただくこの利子補給の補助金のことについても、お話をいくらかしているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この基本法ができて、小さな中小企業でももっと手厚く国の方で考えてくれるのかなと、この基本法を読んでそう思ったんですよ。地元の業者と話し合ったりしながら国の方にね、どういうふうにしたらこの小さな事業者が守れていけるのかってということで、何か話し合いでもしているのかなと思ひまして。うちは利子補給しか商工会からは要望がないってということなのか、もっと地元業者を発展させるためにね、町とこう定期的に話し合うってことはなかったんでしょうかっていうことをお聞きしたんですけども。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）定期的にですね、話し合うというそういう場面は、特に設けておりません。日々の商工会とのおつき合いの中で、その都度話し合いをしているということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）2点目の住宅リフォームを、こう相談窓口を設けてやっているってことですが、どこの部署で今まで何件くらいこう相談とかあったのかわかればお知らせください。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）住宅リフォームの相談窓口は北海道の方から求められて設置してありまして、建設課建築係に設けてございます。直接窓口に来られる方、又は電話での相談が年間1～2件ございます。具体的に相談内容といたしましては、町独自のリフォーム助成制度の有無や業者等に関する相談で、担当職員の方が備付けのパンフレットを説明の上お渡ししたり、北海道建築技術センターの無料相談窓口の説明、これは住宅の施工・リフォーム、資金、法律問題などについて、道民を対象に無料相談窓口を開設している旨をご説明し、その電話番号を教える等の対応をしております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）このリフォームするということで、私もこの環境対策・防災対策・空き家対策ということで質問をさせていただいているんですけども、一番危惧しているのはやはりこの環境問題で、合併浄化槽なんですよ。新築はもちろん喜んでこう取り入れて浄化槽を入れているでしょうけれども、やはりこの取り組みが遅れているっていうことは、何年も前からこう水洗化を待ち望んでいた人たちが、いざ取り入れようとしてもやはりもう家の方も古くなって、合併浄化槽だけじゃなくこう水回りをリフォームしなくてはいけない、そういう状況になっていると思うんです。そうすると、こう金額的にも二の足を踏むことになり、やはりこの浄化槽を備付けたくてもできないということが一つの要因になっているのかなっていうことを考えます。やはり生活環境の保全と公衆衛生の向上を図って、この町でもこれを取組む合併浄化槽っていうことをね、環境型社会の実現のためという計画で進めてきていると思うんですけども、それが本当にこう遅くなるのかなっていうことで、このリフォーム助成がきっかけとなってね、少しでも進めばと思ってこの助成を考えています。それで、全国各地でやっているわけですけどもね、すぐ近くでも今、古平町でやっているリフォームの内容を見ますと、やはり下水道、あそこは下水道ですけども、それに接続するのにリフォーム助成を使っていいよっていうことで、下水道接続工事を含む場合には補助金が上乗せになる場合もありますということでね、特にこれを進める上で補助金を上乗せするという形で持ってきているんですけども、こういう点ではどう考えますでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、上村議員がおっしゃるとおりですね、本町は合併浄化槽の兼ね合いもございますので、この住宅リフォーム制度っていうものをですね、本町は導入しておりませんので、なかなか合併浄化槽が普及しない要因の一つとして、先程おっしゃったような問題もあるかというふうに思います。ただ、本町よりも多く補助をしている積丹町、又は住宅リフォームも助成しているのかな、島牧村はしていないですね。積丹見えていますと、なかなか補助を多くしてもやられている方というのはそんなに伸びないのかなっていうふうにも考えております。ただ、本町として、これからそういった環境を整備していくために、合併浄化槽という事業を取り組んでおりますから、こういった住宅リフォーム等の助成も合わせてですね、促進できればなというふうにも考えておりますので、今後前向きにですね、検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）もう一つ、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。この中で、仁木町も空き家の調査が進められ何件か対象になっていましたが、ホームページなどで見てもね、すぐに満杯というか、すぐに貸してもらったり買われている方がいて、なかなか進んでいない状況じゃないかなっていうふうに思います。道でもやっぱり空き家対策で、モデル市町村なんかも作ってね、進めているところのございますけれども、この中でやはりこう移住者が空き家を購入して居住する際に行うリフォーム補助金を出すとか、全国でいろんなこの空き家に対してのリフォームの助成の仕方は違いますけれども、やはりこういう今残っているところはやはりこうどうしてもリフォームしないと人に貸せないっていうところがほとんどじゃないかなっていう、そういう家に対してね、やはり貸すことを目的とするところにこうリフォーム助成を付けてあげるとかっていうことで、やはり本当にこう仁木町は住むところがないということでは、皆さん苦労しているところのございますのでね、ぜひこのリフォーム補

助を検討していただきたいなっていうふうに思います。リフォーム工事をしたっていう人たちにこうアンケートを取ってみると、やはり、一番には給湯等とかそういう設備が悪くなって替えるという人が多いんですけども、この補助金制度があったからっていう方も20%近くいるんですよ。やはりこういうのがきっかけとなって、それじゃあ直してみようかなっていうことで、そういうきっかけの一つにもなっていると思いますのでね、どういう点でこのリフォーム助成を検討していただけるのか、ぜひ具体的に考えていただきたいんですけども、いかがなんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）議員ご指摘のとおりですね、自治体独自の助成制度が全国的に広がりを見せているということは理解しておりますし、私どもですね、今後制度を構築する場合には、この他に各種国庫補助事業とかもいろいろございます。ただ、その辺もすべて包括したようなですね、更には防災という観点から耐震化もですね、セットにするなど、いわゆる使い勝手の良い制度を設計することが重要ではないかというふうに考えているところでございますので、その辺を踏まえてですね、担当課として今後調査研究を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。それと、空き家の関係につきましてはですね、私ども建設課としましては、現在、住宅に住んでおられる方を対象とした場合にどうなるかというのを考えたいというふうに考えてございますので、空き家のリフォーム等に関してはまた別の組織というか別のセクションで考えていただくことになるのかなというふうに今感じているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そうしたら、それぞれリフォームする場合にその担当課でこう違ってくると、一つのまとまったリフォーム助成っていう、考えるところっていうのは、そういうのはできないっていうことなんでしょうか。いろんな要素を含んで、そういう条例制定はできないんでしょうか。一つひとつ考えていかなければならないのか、そこのところをお聞かせください。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）只今、私が申し上げたのはちょっと若干語弊があるかと思いますがけれども、空き家のリフォームということだけは、ちょっと別物として考えるべきではないかなというふうに町としても思っております。なぜかと言いますと、既存住宅のリフォームとかということになりますと、おそらく全国的にやっているのは限度額が10万とか20万と、そして補助率も10%とか20%だとかと、そのくらいの程度になるかと思うんですけども、空き家を大々的にリフォームして住めるような状態にするだとかということになりますと、その辺の金額的なものではちょっと足りないのかなという感じもしておりますし、ということでですね、私としては空き家のリフォームに関してはちょっと別物と考えて、あとただ、既存住宅のリフォームということに関しましては、なるべく範囲を広く使える方が多くなるように、いわゆる使い勝手の良い助成制度というものを検討してまいりたいなというふうに考えているということでございました。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）このリフォーム助成制度というのはね、地元業者にいろんな仕事をしてもらいたいっていうことで、全国商工会とか企画してやっているところなんですよ。それで、やはりこういう小規模企業を本当にこのまま仕事がなくなってしまうと、どうしても大手とか、大手のホームマックとかそうい

うような企業の方に皆さん行ってしまわれるのでね、本当にこう小さなリフォームでも10%の補助金、20%の補助金っていうことで、その町に合ったやり方でのリフォーム助成っていうのを取り組んでおりますのでね、やはり仁木町でも少しでもこの中小業者の育成を図る上でも、ぜひ取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本町といたしましてはですね、既存の小規模事業者はもちろんのこと、近い将来に向けて高規格道路も整備され、ワイナリーなどもそういうのも観光需要が高まり、そういった事業を起こす方の支援策は必要であるというふうにも私も認識しております。したがって、今年度から観光という分野と合わせて商工という部分も合わせて考えなければならないということで、企画課にですね、商工観光振興係というものを設置した次第でございます。ただ、上村議員がおっしゃるとおりですね、そういった小さな支援策、あればいい的な支援策というのはですね、私はもう今後少し見直さなければならないのかなというふうに思っております。というのは、その支援をすることによってどういう効果をもたらして、将来町にとってどんなメリットがあるのかっていうそこまでを考えて、これから町として、行政としても支援をしていかなければですね、一事業者が少し儲かる、リフォームをする人が少し助かるっていうような部分で、あれもこれもというふうにですね、お金を予算を付けると、やはりなかなか大きな効果っていうのはなかなか生まれてこないのではないかなというふうに思います。ただ、上村議員がおっしゃるとおりですね、今後そういった部分も含めて、我々はですね、重要だというふうに認識しておりますので、今後、調査・研究もしてまいる所存でございますので、ご理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で、『一般質問』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 議案第1号

特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第2号

仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第3号

長沢辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第11 議案第4号

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第5号

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第6号

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第7号

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第9号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第16 議案第10号

仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第14、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』及び、日程第15、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』並びに、日程第16、議案第10号『仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）』、以上9件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました9件につきまして、提案説明を行います。

まず、議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第2号でございます。仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について、仁木町立へき地保育所設置条例（昭和61年仁木町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第3号でございます。長沢辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、準用する同法第3条第1項の規定により、長沢辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第4号でございます。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）、平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4218万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9220万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第5号でございます。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第6号でございます。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、平

成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第7号でございます。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6289万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第9号でございます。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第10号でございます。仁木町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号は159番。路線名は中フレトイ線となっております。起点は仁木町東町15丁目8番2地先から、終点は仁木町東町15丁目5番1地先となっております。延長は217.34m、幅員は4mでございます。主要な経過地として、町道フレトイ線となっております。

以上、9件を、一括提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします

○議長（横関一雄）一括議題、9件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、住吉議会運営委員会委員長の報告のとおり、総務経済常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、本件については、総務経済常任委員会に付託し、休会中に審査することに決定しました。

日程第17 議案第8号

仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第8号『仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。

仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について、仁木町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年仁木町条例第29号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第8号、仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

仁木町固定資産評価審査委員会条例につきましては、本年3月の第1回定例会におきまして、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例において、関係条文の整備を行ったところではありますが、その後、地方税法の改正等に伴う改正が生じております。

改正の趣旨につきまして説明いたします。まず1点目といたしまして、本条例につきましては条例の内容をわかりやすくするために、ある程度まとまった内容を持つ条文を1つにまとめ、節の区分により構成されております。しかし、本来節の区分は章の区分を更に区分する場合に設けられるものであり、節の区分から始まる条例は一般的ではないこと、更に、本条例につきましては昭和26年に制定されている条例でありますことから、節の区分を行う際の目次が付されていないことから、一般的な条例に合わせ節の区分を章の区分に改め、目次を設けるというものであります。また、第1回定例会におきまして、改正した条文の追加に伴い未改正箇所が判明いたしましたことから、条文の整理を行うものであります。更に、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の附則の改正が生じておりますので、条例改正を行うものであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。新旧対照表の第1条関係でございますが、これは仁木町固定資産評価審査委員会条例にかかる新旧対照表になっております。右側が改正前、左側が改正後となっております。第1章 総則から附則までの目次を設けております。次に、全ての節におきまして、節の区分を章の区分に改めているものであります。第12条につきましては、議事についての調書の記載を定めているものでありますが、前3条とあるものを第7条から第9条までに改めるものであります。

次に、新旧対照表第2条関係をお開き願います。3ページでございます。第2条関係につきましては、本年3月に制定した仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の附則の改正を行うものであります。附則の第2項について、経過措置についての定めでございますが、地方税法の改正に伴い文言の整理を行っているものであります。附則につきましては、施行期日の定めでございますが、本条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から施行というものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時13分

再 開 午後1時13分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は、6月27日月曜日、午前9時30分より開会しますので出席願います。

本日のご審議、大変ご苦勞様でした。

散 会 午後1時14分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年6月21日～6月27日（7日間）

1日目 平成28年6月21日（火）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後1時14分）

議案 番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報 告 第1号	平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	H28.6.21	報 告
議 案 第1号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.6.21	委員会付託
議 案 第2号	仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	H28.6.21	委員会付託
議 案 第3号	長沢辺地に係る総合整備計画の変更について	H28.6.21	委員会付託
議 案 第4号	平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	H28.6.21	委員会付託
議 案 第5号	平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	H28.6.21	委員会付託
議 案 第6号	平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	H28.6.21	委員会付託
議 案 第7号	平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H28.6.21	委員会付託
議 案 第8号	仁木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について	H28.6.21	原案可決
議 案 第9号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H28.6.21	委員会付託
議 案 第10号	仁木町道路線の認定について（中フレtoy線）	H28.6.21	委員会付託